

建築物の中間検査制度の導入について（案）のパブリックコメント実施結果

平成19年1月25日
景観まちづくり課

1 募集期間

平成18年12月22日（金）～平成19年1月15日（月）の25日間

2 周知・募集方法

- (1) 周知方法 ホームページへの掲載、関係機関に対する説明会や通知、資料提供
- (2) 募集方法 郵便、ファクシミリ、電子メール、県窓口（県民室・各県民室）の意見募集箱への投函

3 応募数

総数 3件（個人：1件、設計事務所：2件）

※1件は募集期間終了後の意見

4 応募意見と県の対応方針

○意見の概要1

- ・法で規定される共同住宅だけで十分ではないか。
- ・県内の建築士が信用されていないと感じる。法改正で各制度が整備される中、時期尚早ではないか。

（県の対応方針）

→対象建築物は、建築主以外の多数の方々が利用する建築物の中でも、特に災害時に構造上の安全性が求められるものに限定している。一義的には、建築物の安全確保は建築主の責務と考えるが、これらの建築物については工事を監理する建築士の確認に加え、検査機関による中間検査を行うことにより、さらに安全性を確保することが必要と考える。

○意見の概要2

- ・時代の流れから中間検査導入はやむを得ない。するなら、すべての物件を対象にするのがよい。

（県の対応方針）

→規模の小さい建築物は、建築主の費用の増大や与える影響も考慮し対象としない。
また、住宅については、現行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」（平成11年法律第81号）により希望するものには、設計時、工事途中での検査は可能であるため対象としない。